

派遣元責任者講習テキスト 労働者派遣法（第 4 版第 7 刷）の正誤・新旧対照表  
 (2019. 3. 13 修正情報)

Mizuno 人財コンサルタント  
 代表 水野 快 二

\* 3 月 12 日 (一社) 日本機械設計工業会主催 東京派遣元責任者講習にて配布の「資料 8」についての修正箇所 (135p.~141p.の行数が間違っていました)

該当箇所	正・新	誤・旧
135p. 下から*4 行目	派遣元事業主	<u>派遣先</u>
137p. 上から*16 行目	書面の交付もしくは労働者が希望する場合はファクシミリを利用してする送信又は電子メール等 (※) の送信 (電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。) (※) 「電子メール等」とは、電子メールの他、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)のメッセージ機能等を利用した電気通信をいいます。以下同じ。	<u>書面の交付</u>
141p. 上から*8 行目	…としては、変形労働時間制についての労使協定を締結する代表者を選出する目的を明らかにして、投票・挙手、…	過半数を代表する者の選出方法としては、(挿入) 投票・挙手、…
141p. 上から*12 行目	派遣元事業主の意向に基づき選出された者でないことが必要です。	<u>事業主は、過半数を代表する者の案の作成に関わることはできません。</u>
141p. 上から*17 行目	3 ヶ月以内	<u>1 ヶ月以内</u>

下線：変更部分、  
 (挿入)：文字や数字、点線の追加部分